

議案第174号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の45</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～34 [略]</p> <p>35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号</p>

に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等<u>（次項において「週休日等」という。）</u>に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</u></p> <p>4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与条例等の適用除外等）	（給与条例等の適用除外等）
第5条 [略]	第5条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第2	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第2

<p>5条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>5条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
---	---

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び<u>第2項並びに</u>第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平</p>

関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

3 特定任期付職員に対するさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年さいたま市条例第44号）第3条の規定の適用については、同条第1項第1号中「指定管理職員（以下「指定管理職員」）」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「指定管理職員等」）」と、同項第2号中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員等」とする。

（さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年さいたま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（災害対策業務手当）</p> <p>第3条 災害対策業務手当は、<u>災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した職員に支給する。</u></p>	<p>（災害対策業務手当）</p> <p>第3条 災害対策業務手当は、<u>次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した給与条例第8条第1項に規定する指定管理職員（以下「指定管理職員」という。）以外の職員</u></p> <p>(2) <u>災害発生時にその対策業務に従事した指定管理職員（正規の勤務時間に従事した場合を除く。）</u></p>

<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>従事した日1日につき1,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>(夜間看護業務手当)</p> <p>第23条 夜間看護業務手当は、病院において、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護業務に従事した助産師及び看護師に支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>従事した日1日につき1,000円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>1回につき6,000円</u></p> <p>(夜間看護業務手当)</p> <p>第23条 夜間看護業務手当は、病院において、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる看護業務に従事した助産師、<u>看護師及び准看護師</u>に支給する。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項及び附則第35項並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第5条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,900	232,900	274,100	311,100	358,100	401,100	455,200	514,500
	2	143,100	234,900	276,200	313,200	360,600	403,800	458,200	517,500
	3	144,200	236,800	278,300	315,300	363,100	406,400	461,100	520,500
	4	145,300	238,800	280,400	317,400	365,600	409,000	464,000	523,500
	5	146,400	240,700	282,500	319,500	368,100	411,600	466,900	526,500
	6	147,700	242,700	284,600	321,600	370,600	414,200	469,900	529,300
	7	149,000	244,600	286,700	323,700	373,100	416,700	472,800	532,100
	8	150,300	246,600	288,700	325,800	375,600	419,200	475,800	534,900
	9	151,600	248,200	290,600	327,900	378,100	421,700	478,700	537,700
	10	153,400	250,100	292,600	330,100	380,600	424,300	481,700	540,300
	11	155,100	252,000	294,600	332,200	383,000	426,900	484,600	542,900
	12	156,900	253,900	296,600	334,300	385,400	429,500	487,500	545,500
	13	158,600	255,800	298,600	336,400	387,800	432,000	490,400	548,100
	14	160,400	257,800	300,600	338,500	390,300	434,400	493,100	550,300
	15	162,100	259,700	302,600	340,600	392,700	436,800	495,800	552,400
	16	163,900	261,600	304,600	342,600	395,200	439,200	498,500	554,600
	17	165,700	263,500	306,600	344,400	397,600	441,600	501,200	556,700
	18	167,500	265,500	308,700	346,400	399,900	444,000	503,600	558,600
	19	169,300	267,400	310,700	348,300	402,200	446,300	506,000	560,500
	20	171,100	269,400	312,800	350,300	404,500	448,600	508,400	562,400
	21	172,800	271,300	314,800	352,200	406,700	450,900	510,700	564,300
	22	174,600	273,300	316,900	354,100	408,900	453,000	512,400	566,000
	23	176,400	275,200	318,900	355,900	411,100	455,100	514,100	567,700
	24	178,200	277,200	321,000	357,800	413,300	457,200	515,800	569,400
	25	179,900	278,900	323,000	359,600	415,400	459,300	517,500	571,000
	26	181,700	280,800	325,000	361,500	417,400	461,300	518,900	
	27	183,500	282,700	327,000	363,300	419,400	463,300	520,300	
	28	185,300	284,600	329,000	365,200	421,400	465,300	521,700	
	29	187,100	286,400	330,700	367,000	423,400	467,300	523,100	
	30	188,900	288,200	332,800	368,800	425,000	469,200	524,100	
	31	190,700	289,900	334,800	370,500	426,600	471,000	525,100	
	32	192,500	291,700	336,900	372,300	428,200	472,900	526,100	
	33	194,300	293,400	338,900	374,000	429,800	474,700	527,100	
	34	196,200	295,200	340,900	375,800	431,200	476,200	528,000	
	35	198,000	296,900	342,800	377,500	432,500	477,700	528,900	
	36	199,800	298,600	344,800	379,200	433,900	479,200	529,800	
	37	201,600	300,300	346,700	380,900	435,200	480,600	530,700	
	38	203,500	302,100	348,600	382,600	436,600	482,000		
	39	205,300	303,900	350,500	384,200	437,900	483,400		
	40	207,200	305,700	352,400	385,800	439,300	484,800		
	41	209,000	307,500	354,200	387,400	440,600	486,100		
	42	210,900	309,100	355,800	389,000	441,700	487,300		
	43	212,800	310,700	357,300	390,600	442,700	488,400		
	44	214,700	312,300	358,900	392,200	443,800	489,600		
45	216,600	313,900	360,400	393,800	444,800	490,700			

46	218,600	315,500	362,000	395,200	445,700	491,600
47	220,500	317,000	363,600	396,500	446,500	492,500
48	222,400	318,500	365,200	397,900	447,400	493,400
49	224,300	319,900	366,700	399,200	448,200	494,200
50	226,300	321,300	368,200	400,500	449,100	495,100
51	228,200	322,700	369,700	401,700	449,900	495,900
52	230,200	324,100	371,200	402,900	450,800	496,800
53	232,100	325,500	372,700	404,100	451,600	497,600
54	234,000	326,900	374,100	404,900	452,400	498,500
55	235,900	328,300	375,500	405,700	453,200	499,300
56	237,800	329,700	376,900	406,500	454,000	500,200
57	239,700	331,100	378,200	407,300	454,800	501,000
58	241,700	332,500	379,500	408,100	455,600	
59	243,500	333,900	380,700	408,800	456,400	
60	245,300	335,300	382,000	409,600	457,200	
61	246,800	336,600	383,200	410,300	457,900	
62	248,600	337,900	384,400	411,100	458,700	
63	250,400	339,100	385,600	411,800	459,500	
64	252,200	340,400	386,800	412,500	460,300	
65	254,000	341,600	387,900	413,200	461,000	
66	255,800	342,800	389,100	413,900	461,800	
67	257,500	343,900	390,200	414,600	462,600	
68	259,200	345,000	391,300	415,300	463,400	
69	260,900	346,100	392,400	416,000	464,200	
70	262,500	347,300	393,500	416,700	465,000	
71	264,100	348,400	394,500	417,400	465,800	
72	265,700	349,500	395,500	418,100	466,600	
73	267,300	350,600	396,500	418,700	467,400	
74	268,500	351,600	397,300	419,400	468,200	
75	269,600	352,600	398,000	420,100	469,000	
76	270,800	353,600	398,800	420,800	469,800	
77	271,900	354,500	399,500	421,500	470,600	
78	272,900	355,400	400,300	422,200		
79	273,900	356,300	401,000	422,900		
80	274,900	357,200	401,800	423,600		
81	275,800	358,100	402,500	424,300		
82	276,600	358,700	403,300	425,100		
83	277,400	359,300	404,000	425,800		
84	278,200	359,900	404,700	426,500		
85	279,000	360,500	405,400	427,200		
86	279,500	361,000	406,100	428,000		
87	279,900	361,500	406,700	428,700		
88	280,300	362,000	407,400	429,400		
89	280,700	362,500	408,000	430,100		
90		363,000	408,800	430,800		
91		363,500	409,500	431,500		
92		364,000	410,200	432,200		
93		364,400	410,900	432,900		
94		364,900	411,700	433,700		
95		365,400	412,400	434,400		
96		365,900	413,100	435,100		

	97		366,400	413,800	435,800				
	98		366,900	414,500					
	99		367,400	415,100					
	100		367,900	415,800					
	101		368,400	416,400					
	102			417,100					
	103			417,800					
	104			418,500					
	105			419,200					
	106			419,900					
	107			420,600					
	108			421,300					
	109			422,000					
	110			422,700					
	111			423,400					
	112			424,100					
	113			424,800					
再任用 職員		214,500	244,300	267,400	290,800	306,900	328,000	362,000	411,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	602,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	603,200
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	604,200
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	605,200
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	606,200
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	607,200
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	608,200
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	609,200
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	610,200
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	611,200
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	612,200
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	613,200
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	614,200
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	615,200
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	616,200
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	617,200
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	618,200
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	619,200
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	620,200
	41	367,500	434,600	488,600	547,000	621,200
	42	368,900	436,400	490,400	548,400	622,200
	43	370,400	438,100	492,200	549,800	623,200
	44	371,900	439,900	494,000	551,100	624,200
	45	373,400	441,800	495,600	552,300	625,200

46	374,800	443,600	497,300	553,300	626,200
47	376,300	445,400	499,100	554,300	627,200
48	377,800	447,100	500,900	555,300	628,200
49	379,100	448,900	502,500	556,300	629,200
50	380,100	450,600	503,800	557,200	630,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100	631,200
52	382,100	454,200	506,400	559,000	632,200
53	383,100	456,100	507,700	559,800	633,200
54	384,000	457,300	509,000	560,700	634,200
55	384,900	458,500	510,300	561,600	635,200
56	385,800	459,700	511,600	562,500	636,200
57	386,800	460,900	512,600	563,400	637,200
58	387,700	461,900	513,400	564,300	
59	388,500	462,900	514,200	565,200	
60	389,300	463,900	515,000	565,900	
61	390,100	464,700	515,900	566,800	
62	390,600	465,400	516,700	567,700	
63	391,000	466,100	517,600	568,600	
64	391,500	466,800	518,400	569,500	
65	391,800	467,500	519,300	570,400	
66		468,200	520,200	571,300	
67		468,900	520,900	572,200	
68		469,600	521,800	573,100	
69		470,100	522,700	574,000	
70		470,800	523,500	574,900	
71		471,500	524,400	575,800	
72		472,200	525,300	576,700	
73		472,600	526,100	577,600	
74		473,200	527,000	578,500	
75		473,900	527,900	579,400	
76		474,600	528,600	580,300	
77		475,000	529,400	581,200	
78		475,600	530,300	582,100	
79		476,200	531,200	583,000	
80		476,700	532,100	583,900	
81		477,300	532,900	584,800	
82		477,800	533,800	585,700	
83		478,300	534,700	586,600	
84		478,800	535,600	587,500	
85		479,200	536,400	588,400	
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		
89		481,200	539,900		
90		481,800	540,800		
91		482,400	541,700		
92		482,800	542,600		
93		483,300	543,400		
94		483,900	544,300		
95		484,500	545,200		
96		485,100	546,100		

	97		485,600	546,900		
	98			547,800		
	99			548,700		
	100			549,600		
	101			550,400		
	102			551,300		
	103			552,200		
	104			553,100		
	105			553,900		
	106			554,800		
	107			555,700		
	108			556,600		
	109			557,400		
	110			558,300		
	111			559,200		
	112			560,100		
	113			560,900		
	114			561,800		
	115			562,700		
	116			563,600		
	117			564,400		
再任用 職員		294,500	337,300	391,800	464,200	564,700

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,000	282,100	330,000	376,700	445,100
	2	156,400	181,600	284,300	332,200	379,300	447,700
	3	158,000	183,200	286,400	334,400	381,900	450,200
	4	159,600	184,800	288,500	336,600	384,500	452,700
	5	161,200	186,300	290,600	338,800	387,000	455,200
	6	162,800	187,900	292,800	341,000	389,600	457,800
	7	164,400	189,400	294,900	343,100	392,200	460,300
	8	166,000	191,000	297,000	345,300	394,800	462,900
	9	167,500	192,500	299,100	347,400	397,400	465,400
	10	169,100	194,200	301,200	349,400	399,900	468,000
	11	170,600	195,900	303,300	351,400	402,400	470,600
	12	172,200	197,600	305,500	353,400	404,900	473,200
	13	173,800	199,200	307,600	355,300	407,400	475,700
	14	175,400	201,200	309,700	357,400	409,700	477,100
	15	176,900	203,200	311,800	359,400	411,900	478,600
	16	178,500	205,200	313,900	361,500	414,100	480,100
	17	180,000	207,200	316,000	363,500	416,300	481,600
	18	181,600	209,300	318,100	365,600	418,300	483,100
	19	183,100	211,300	320,200	367,600	420,400	484,600
	20	184,700	213,300	322,300	369,600	422,500	486,100
	21	186,200	215,300	324,400	371,600	424,600	487,600
	22	187,800	217,300	326,400	373,700	426,400	489,000
	23	189,400	219,200	328,400	375,700	428,100	490,500
	24	191,000	221,100	330,400	377,700	429,800	492,000
	25	192,500	223,000	332,300	379,700	431,500	493,500
	26	194,100	224,900	334,300	381,600	432,900	495,000
	27	195,700	226,800	336,300	383,500	434,200	496,500
	28	197,300	228,700	338,300	385,500	435,600	498,000
	29	198,900	230,600	340,100	387,400	436,900	499,400
	30	200,500	232,500	342,000	389,500	438,300	500,700
	31	202,100	234,400	343,800	391,500	439,600	501,900
	32	203,700	236,300	345,700	393,500	441,000	503,100
	33	205,300	238,100	347,500	395,500	442,300	504,300
	34	207,000	240,000	349,400	397,500	443,700	505,300
	35	208,600	241,900	351,200	399,400	445,100	506,300
	36	210,300	243,800	353,000	401,400	446,500	507,300
	37	211,900	245,700	354,800	403,300	447,800	508,300
	38	213,600	247,600	356,500	405,300	448,700	
	39	215,200	249,400	358,100	407,200	449,500	
	40	216,900	251,300	359,700	409,100	450,300	
	41	218,500	253,100	361,300	411,000	451,100	
	42	220,200	254,900	362,800	412,900	452,000	
	43	221,900	256,600	364,200	414,700	452,800	
	44	223,600	258,400	365,700	416,500	453,600	
	45	225,200	259,800	367,100	418,300	454,400	
	46	227,000	261,500	368,400	420,000	455,100	
47	228,800	263,200	369,700	421,600	455,800		

48	230,600	264,900	371,000	423,200	456,500
49	232,400	266,600	372,300	424,800	457,200
50	234,100	268,400	373,600	426,200	457,800
51	235,800	270,100	374,900	427,600	458,500
52	237,500	271,800	376,200	429,000	459,200
53	239,200	273,200	377,400	430,400	459,900
54	240,900	275,000	378,500	431,700	
55	242,500	276,700	379,500	432,900	
56	244,200	278,500	380,600	434,200	
57	245,800	280,200	381,600	435,400	
58	247,400	282,000	382,600	436,600	
59	248,900	283,700	383,500	437,800	
60	250,400	285,500	384,500	439,000	
61	251,600	287,200	385,400	440,100	
62	253,100	288,900	386,300	441,300	
63	254,500	290,600	387,200	442,400	
64	255,900	292,300	388,100	443,600	
65	257,300	293,900	388,900	444,700	
66	258,700	295,700	389,700	445,500	
67	260,000	297,400	390,500	446,200	
68	261,300	299,100	391,300	446,900	
69	262,600	300,800	392,000	447,600	
70	264,000	302,600	392,800		
71	265,300	304,300	393,500		
72	266,600	306,000	394,200		
73	267,900	307,700	394,900		
74	269,200	309,400	395,700		
75	270,400	311,100	396,400		
76	271,700	312,800	397,100		
77	272,900	314,500	397,800		
78	274,200	316,100	398,500		
79	275,500	317,700	399,200		
80	276,800	319,200	399,900		
81	278,000	320,500	400,600		
82	279,100	322,100	401,300		
83	280,200	323,600	402,000		
84	281,300	325,100	402,700		
85	282,400	326,600	403,300		
86	283,500	327,800	404,000		
87	284,600	329,000	404,600		
88	285,700	330,200	405,300		
89	286,700	331,300	405,900		
90	287,500	332,400	406,600		
91	288,300	333,500	407,200		
92	289,100	334,600	407,900		
93	289,900	335,600	408,500		
94	290,600	336,600	409,200		
95	291,200	337,600	409,800		
96	291,800	338,600	410,500		
97	292,400	339,500	411,100		



	98		340,200	411,800			
	99		340,800	412,500			
	100		341,500	413,200			
	101		342,100	413,800			
	102		342,800	414,500			
	103		343,500	415,200			
	104		344,200	415,900			
	105		344,800	416,500			
	106		345,500				
	107		346,100				
	108		346,800				
	109		347,400				
再任用 職員		214,700	248,900	269,100	283,800	298,400	353,400

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	167,000	200,300	255,600	288,200	333,200	379,400
	2	168,600	201,700	257,300	290,200	335,400	382,100
	3	170,100	203,100	258,900	292,100	337,600	384,700
	4	171,700	204,500	260,500	294,100	339,800	387,400
	5	173,300	205,900	261,800	295,800	341,900	390,000
	6	175,000	207,500	263,400	297,700	344,000	392,500
	7	176,600	209,100	265,000	299,500	346,100	394,900
	8	178,200	210,700	266,600	301,400	348,200	397,400
	9	179,800	212,200	268,200	303,200	350,200	399,800
	10	181,400	213,700	269,900	305,000	352,300	402,100
	11	183,000	215,300	271,500	306,700	354,400	404,500
	12	184,600	216,900	273,100	308,500	356,500	406,900
	13	186,300	218,500	274,700	310,200	358,600	409,300
	14	188,000	220,200	276,400	312,100	360,800	411,400
	15	189,600	221,800	278,100	314,000	363,000	413,500
	16	191,200	223,400	279,800	315,900	365,200	415,600
	17	192,800	225,000	281,400	317,800	367,300	417,700
	18	194,500	226,800	283,100	319,800	369,500	419,800
	19	196,100	228,500	284,800	321,700	371,700	421,900
	20	197,800	230,200	286,500	323,700	373,900	424,000
	21	199,300	231,900	288,000	325,600	376,100	426,100
	22	201,000	233,700	289,900	327,600	378,300	428,000
	23	202,600	235,400	291,800	329,500	380,500	429,800
	24	204,200	237,100	293,700	331,500	382,700	431,600
	25	205,800	238,800	295,500	333,300	384,800	433,400
	26	207,400	240,400	297,400	335,500	386,800	435,100
	27	209,000	241,900	299,200	337,700	388,800	436,700
	28	210,600	243,400	301,100	339,900	390,800	438,300
	29	212,200	244,900	302,900	342,100	392,800	439,900
	30	213,800	246,400	304,600	344,200	394,700	441,500
	31	215,400	247,900	306,400	346,300	396,600	443,100
	32	217,000	249,400	308,200	348,400	398,500	444,700
	33	218,500	250,900	310,000	350,400	400,300	446,200
	34	220,200	252,500	311,900	352,400	402,200	447,800
	35	221,800	254,000	313,700	354,500	404,100	449,300
	36	223,400	255,500	315,500	356,600	406,000	450,800
	37	225,000	257,000	317,300	358,700	407,800	452,300
	38	226,600	258,600	319,000	360,800	409,600	453,700
	39	228,100	260,100	320,700	362,900	411,400	455,100
	40	229,700	261,700	322,400	365,000	413,200	456,500
	41	231,200	263,100	324,000	367,000	415,000	457,900
	42	232,800	264,700	325,600	369,100	416,700	458,900
	43	234,300	266,200	327,200	371,200	418,300	459,800
	44	235,900	267,700	328,800	373,300	419,900	460,700
	45	237,400	268,900	330,300	375,300	421,500	461,600
	46	239,000	270,400	332,000	377,400	423,200	462,500
	47	240,500	271,800	333,600	379,400	424,800	463,400

48	242,000	273,300	335,200	381,400	426,400	464,300
49	243,500	274,700	336,800	383,400	428,000	465,200
50	245,100	276,200	338,500	385,400	429,700	466,100
51	246,600	277,600	340,100	387,400	431,400	466,900
52	248,100	279,100	341,700	389,400	433,100	467,700
53	249,600	280,300	343,100	391,300	434,700	468,500
54	251,200	281,700	344,600	393,200	436,200	
55	252,700	283,100	346,100	395,000	437,600	
56	254,200	284,500	347,600	396,800	439,100	
57	255,700	285,900	349,000	398,600	440,500	
58	257,200	287,300	350,600	400,400	441,500	
59	258,600	288,700	352,200	402,200	442,400	
60	260,100	290,100	353,800	404,000	443,400	
61	261,500	291,500	355,300	405,700	444,300	
62	262,900	293,000	356,900	407,500	445,100	
63	264,400	294,400	358,500	409,200	445,900	
64	265,900	295,900	360,100	411,000	446,700	
65	267,000	297,300	361,600	412,700	447,500	
66	268,400	298,800	363,100	414,400	448,100	
67	269,800	300,200	364,500	416,000	448,800	
68	271,200	301,600	366,000	417,600	449,500	
69	272,500	303,000	367,400	419,200	450,200	
70	273,900	304,400	368,800	420,900	450,900	
71	275,300	305,800	370,200	422,500	451,600	
72	276,700	307,100	371,600	424,100	452,300	
73	278,100	308,300	373,000	425,600	452,900	
74	279,400	309,600	374,200	427,000		
75	280,600	310,900	375,400	428,400		
76	281,800	312,200	376,600	429,800		
77	283,000	313,500	377,800	431,200		
78	284,200	314,900	378,800	432,700		
79	285,300	316,300	379,700	434,100		
80	286,500	317,700	380,600	435,600		
81	287,600	319,000	381,500	437,000		
82	288,200	320,200	382,400	437,900		
83	288,800	321,400	383,200	438,800		
84	289,400	322,600	384,000	439,700		
85	290,000	323,800	384,800	440,500		
86		325,100	385,600	441,200		
87		326,300	386,400	441,900		
88		327,600	387,200	442,600		
89		328,800	388,000	443,200		
90		330,100	388,800			
91		331,300	389,600			
92		332,500	390,400			
93		333,700	391,100			
94		334,400	391,900			
95		335,000	392,600			
96		335,600	393,300			
97		336,200	394,000			

	98			394,800			
	99			395,500			
	100			396,300			
	101			397,000			
	102			397,800			
	103			398,500			
	104			399,300			
	105			400,000			
	106			400,800			
	107			401,500			
	108			402,300			
	109			403,000			
	110			403,800			
	111			404,500			
	112			405,200			
	113			405,900			
	114			406,700			
	115			407,400			
	116			408,200			
	117			408,900			
	118			409,600			
	119			410,300			
	120			411,000			
	121			411,700			
	122			412,500			
	123			413,200			
	124			414,000			
	125			414,700			
	126			415,400			
	127			416,000			
	128			416,700			
	129			417,300			
再任用 職員		233,100	262,300	273,300	284,200	306,400	346,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。